

14 狩猟税の課税状況

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)	
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	—	601 9,344	
		① うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円 × 1/4	0 0	
		② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円 × 3/4	0 0	
		③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円 × 1/2	10 82	
		④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円 × 1/2	59 484	
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	532 8,778	
		所得割額の納付を要しない者	—	14 149	
		⑥ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円 × 1/4	0 0	
		⑦ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円 × 3/4	0 0	
		⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円 × 1/2	0 0	
		⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円 × 1/2	1 6	
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	13 143	
		課税免除	—	1,400	
		⑪ 法附則32条第1項に該当するもの	—	1,384	
		⑫ 法附則32条第2項に該当するもの	—	16	
	網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	—	1 4	
		⑬ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4	0 0	
		⑭ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4	0 0	
		⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円 × 1/2	0 0	
		⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円 × 1/2	1 4	
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	0 0	
		所得割額の納付を要しない者	—	0 0	
		⑱ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0 0	
		⑲ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0 0	
		⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0 0	
		㉑ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0 0	
		㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	0 0	
		課税免除	—	6	
		㉓ 法附則32条第1項に該当するもの	—	6	
		㉔ 法附則32条第2項に該当するもの	—	0	
	わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	—	150 1,082	
		㉕ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4	0 0	
		㉖ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4	0 0	
㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの		8,200円 × 1/2	7 28		
㉘ 法附則32条の2第2項に該当するもの		8,200円 × 1/2	29 119		
㉙ 上記に該当しないもの		8,200円	114 935		
所得割額の納付を要しない者		—	7 36		
㉚ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの		5,500円 × 1/4	0 0		
㉛ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの		5,500円 × 3/4	0 0		
㉜ 法附則32条の2第1項に該当するもの		5,500円 × 1/2	1 3		
㉝ 法附則32条の2第2項に該当するもの		5,500円 × 1/2	0 0		
㉞ 上記に該当しないもの		5,500円	6 33		
課税免除		—	1,031		
㉟ 法附則32条第1項に該当するもの		—	1,017		
㊱ 法附則32条第2項に該当するもの		—	14		
第二種銃猟免許に係る登録		—	46 137		
	㊲ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4	0 0		
	㊳ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4	0 0		
	㊴ 法附則32条第1項に該当するもの	—	21		
	㊵ 法附則32条第2項に該当するもの	—	0		
	㊶ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0 0		
	㊷ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円 × 1/2	0 0		
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	25 137		
	① ～ ㊸ の 合 計		—	3,256 10,752	